

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成31年2月20日(水)
	午前9時00分から午前9時26分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請
日程第 5 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第	
	3項の規定による当委員会への意見聴取について
日程第 6 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
	よる当委員会の決定について
日程第 7 専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	3. 現況証明願
日程第 8 報 告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知
	2. 農地改良届出書
日程第 9 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也	である。
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、平成31年2月定例農業委員会を始めさせ	ていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会
長さんをお願いします。	
会長さん宜しく申し上げます。	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号11番 後藤 和子 委員

議席番号12番 渥美 誠 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件
議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	1件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件
議案第35号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について	12件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	71件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	13件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
	3. 現況証明願	2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	22件
	2. 農地改良届出書	1件

それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、9件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、以前は北側の水路に橋をかけて自宅に出入りしておりましたが、南側の道路が拡幅されたため、平成9年に自宅と道路の間の農地を購入し、自宅への進入路として使用していました。家族が増えたため、駐車場を設置しようとしたところ、農地法の制約があり、是正が必要と指導されました。農地法を十分理解していなかったことを深く反省しておりますので、今般の申請にて自宅の敷地を拡張し、進入路及び駐車場として利用することを、お認め願います。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第33号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番と2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、祖母が所有する実家の隣接地を借り受け、進入路及び分家住宅を建築する計画です。</p> <p>（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は市内の老人福祉施設でセンター長をしております。現在、市内の老人福祉施設には十分な空きがなく、利用したい方がすぐに利用できる状況ではありません。この状況を少しでも改善できればと思い、昨年、会社を設立し、準備を進めて参りました。施設用地として市街化区域の農地や雑種地を探しましたが見つからず、今般の申請にて申請地を借り受け、老人デイサービスセンターを建設する計画です。</p> <p>（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では360枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては防草シート敷きとし、雨水は自然浸透としますが、北側に勾配を付け、大雨の時に水路に流れるようにする計画です。</p> <p>（5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では272枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては防草シート敷きとし、雨水は自然浸透としますが、北側に勾配を付け、大雨の時には水路に流れるようにする計画です。</p> <p>（6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成27年に設立し、津島市で障害福祉サービス事業を行っております。事業内容は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動の機会を与えるものです。現在の事業所は賃貸物件を利用していますが、かなり老朽化しているうえに駐車場が無く、かなり不便をしております。従業員や通所者の利便を考えると、現在の場所からあまり離れていない所で、農地以外の候補地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、現在の事業所に近い、申請地を買い受け、障害福祉サービス施設を建設する計画です。</p> <p>（7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在、名鉄勝幡駅周辺で4箇所の貸駐車場を管理しています。勝幡駅周辺の貸駐車場は満杯に近く、まだまだ需要が見込まれます。今般の申請にて、名鉄勝幡駅に近い申請地を借り受け、貸駐車場を開設する計画です。</p>

事務局	<p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では252枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては防草シート敷きとし、雨水は自然浸透としますが、南側に勾配を付け、大雨の時には水路に流れるようにする計画です。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの4人で生活しております。子どもが成長するに伴い家財道具も増え、現在の住居では大変手狭なため、実家の近くに自己用住宅を持ちたいと思い、農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取12件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から12番の住所氏名・土地の所在・地目・面積を朗読及び説明) 説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第35号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取12件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ意見なしと答申することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から71番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第11号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から71番、全体筆数222筆、面積は202,872㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は100筆、92,135㎡でございます。公益財団法人、愛知県農業振興基金さんが受人となって利用権設定された筆数は12筆、10,027㎡でございます。その他の受人の方は16名の方々に、合計110筆、面積は100,710㎡でございます。内容につきましては、作物は水稲、れんこんでございます。公告年月日は2019年2月28日、契約開始年月日は2019年3月1日と5月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第11号 について <u>簡略した内容ではございますが、説明させていただきました</u>、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から22番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明) 以上、22件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

会長

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時26分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成31年2月20日

会 長 日 永 照

議事録署名者

議席番号 11番委員 後 藤 和 子

議事録署名者

議席番号 12番委員 渥 美 誠